

## 規範

- ハーグ陸戦規則 [リンク先（英訳）](#) の Règlement/Regulations 42 条以下
  - ハーグ陸戦条約（上記リンク先）1 条に基づく
- [第四条約](#)
- [第一追加議定書](#)

## 基本原理

- 事実上敵の権力下に置かれる場合に成立 陸戦規則 42 条
- 占領国が併合しても適用継続 第四条約 47 条
  - ここにいう「併合」は国際法上有効な併合という意味ではない ([47 条へのコメント](#))
- 現状維持
  - 現地法の適用 陸戦規則 43 条
  - 一定の条件の下、刑罰法規制定可 第四条約 64 条

## 事例 1 ロシアによるウクライナの一部占領

- 占領地からの子の連れ去り
  - 報道など
    - ◇ [NHK 2023 年 4 月 5 日](#)
    - ◇ [NHK 2023 年 7 月 3 日](#)
    - ◇ [朝日新聞 2024 年 1 月 12 日](#)
  - 違法？ ロシアの立場からどういう議論があり得るか考えてみる
    - ◇ 第四条約 24 条
    - ◇ [国際刑事裁判所規程](#) 8 条 2 項(a)(vii), (b)(viii)
      - [ロシア大統領、子どもの権利担当委員に対する逮捕状](#)
    - ◇ 人権法上の問題 [子どもの権利条約](#)
      - 子どもの権利委員会ロシア国家報告総括所見  
[U.N. Doc. CRC/C/RUS/CO/6-7](#), paras. 45-46.
- 占領地での教育
  - UNOHCHR, [Human Rights Situation during the Russian Occupation of Territory of Ukraine and Its Aftermath, 24 February 2022-31 December 2023](#), paras. 129-136.
  - 報道など
    - ◇ [AFP 2023 年 8 月 5 日](#)
    - ◇ [読売新聞 2024 年 2 月 22 日](#)
    - ◇ [BBC 2022 年 10 月 7 日](#)

- ◇ [Human Rights Watch, Education under Occupation, 20 June 2024](#)
- 違法？ ロシアの立場からどういう議論があり得るか考えてみる
- ◇ 第四条約 50 条、51 条
- ◇ 人権法上の問題 子どもの権利条約
  - 子どもの権利委員会ロシア国家報告総括所見  
[U.N. Doc. CRC/C/RUS/CO/6-7](#), paras. 39-40.

## 事例 2 ガザ 2023 年 10 月以前の状況

- 1967 年から地上軍による支配 2005 年に撤退 撤退後も「占領」か？<sup>1</sup>
- ジュネーヴ条約共通（例えば第四条約）2 条 2 項
  - “occupation”とは ←上記ハーグ陸戦規則
    - ◇ [ICRC 共通 2 条コメンタリー\(2016\)](#) paras. 301-313
    - ◇ イスラエルの立場 [Hamas-Israel Conflict 2023: Key Legal Aspects](#)  
“occupation”でページを検索

## 事例 3 第二次世界大戦後の日本<sup>2</sup>

- 降伏後の占領 連合国に併合の意図なし →占領
- ハーグ陸戦規則 43 条の下で正当化できるか
  - 財閥解体
    - ◇ [SCAPIN 244](#), 6 November 1945<sup>3</sup>
  - 公職追放<sup>4</sup>
    - ◇ [SCAPIN 550](#), 4 January 1946
- 降伏文書（[United Nations Treaty Series, vol. 139](#), p. 387）1 項で正当化できるか
  - [ポツダム宣言](#) 6 項、10 項
- [対日平和条約](#) 19 条(a), (d)で最終的に処理されたか

<sup>1</sup> 新井京「[「占領の定義について」](#)同志社法学 69 巻 7 号（2018 年）2515 頁。

<sup>2</sup> Nisuke Ando, [Surrender, Occupation, Private Property in International Law](#), Oxford University Press, 1991.

<sup>3</sup> パラ 1 にある proposed plan とは、「持株会社の解体に関する覚書（日本政府提案）」（1945 年 11 月 4 日）持株会社整理委員会（編）『[日本財閥とその解体](#)』1 巻（原書房、1973 年）163 頁のこと。これは、「形式には日本政府作成となっているが、実際には GHQ が自ら作成したものであった」。鈴木邦夫「[「財閥から企業集団・企業系列へ」](#)土地制度史学 135 号（1992 年）1 頁、2 頁。

<sup>4</sup> 増田弘『[公職追放論](#)』（岩波書店、1998 年）。